

◎淀川右岸水防事務組合表彰実施要綱

制 定 平 2 7 . 8 . 3 1 決 済

(目 的)

第 1 条 この要綱は、淀川右岸水防事務組合表彰規則（平成 2 7 年規則第 5 号）の実施に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を規定することを目的とする。

(表彰事由)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 堤防の決壊を迅速に関係機関に通報するなど水防活動上顕著な功績をあげた者
- (2) 民間事業者が従業員を水防団員に加入させるなどして、水防事業における事業遂行に功績のあった者又は協力した者
- (3) 水防技術の向上や伝承、水防思想の普及に尽力し、功労のあった者
- (4) 本組合に対し、金品の寄付をした個人又は団体で、その功績が著しい者
- (5) その他管理者が認める者

2 表彰選考基準は別紙のとおりとする。

(遺族に対する授与)

第 3 条 被表彰者が表彰前に死亡したときは、遺族に授与する。

(その他)

第 4 条 この要綱の実施に関し必要な事項については、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 7 年 9 月 1 日より施行する。

(別 紙)

淀川右岸水防事務組合表彰実施要綱第2条第2項選考基準について

第1 選考にあたってはそれを証する書面の提出を求めることとする。

- (1) 第2条第1項第1号は、堤防からの水漏れ、決壊等の通報など水防法が予測する水防活動に貢献した場合で、表彰事由を証する書面とは、事由を証する証言の書面あるいは写真等をいう。
- (2) 第2条第1項第2号における民間事業者を表彰する場合は、従業員を水防団員に加入させた後、同従業員が訓練等に複数回参加していることを確認しなければならない。
- (3) 第2条第1項第3号は水防工法を学校等で伝承する或いは、水防活動の経験を伝える講演会を実施するなどの証する写真、パンフレット、ポスター等の提出を求める。
- (4) 第2条第1項第5号における「その他管理者が認める者」には、第2条第1項第1号から第4号に該当しないものの、水防活動及び水防事業に功績のあったものを顕彰することとする。